

外来種：意図的または非意図的に、人間の活動によって生息域・移動能力圏外から持ち込まれた生物。

国内外来種：国内在来の生物が、意図的または非意図的に、人間の活動によって生息域・移動能力圏外から持ち込まれた生物。 移入先に同種が在来であったとしても、持ち込まれる移入生物の移動能力圏外であれば、移入先地域の固有遺伝子群が交雑により破壊喪失してしまうため外来種となる。

国内外来種は移入先に同種が生息していた場合の方が驚異的である（また、自然界に生息域が存在していない品種改良種や家畜種（イエネコやニシキゴイなど）、野生個体群から遺伝的に隔離繁殖された飼育生物などを**第三の外来種**と呼ぶ。）

侵略的外来種：侵略性が高く、生態系への不可逆的で破滅的なダメージが予見されるため、積極的な駆除が推奨される外来種。成体の飼育や運搬に法的な規制は無い。

特定外来生物：外来種が学術用語なのに対し、外来生物法により定義される法律用語である。生態系、人名、農水産業等への重大な脅威があるとして、成体の飼育、運搬、輸入、取引等に法的な規制が敷かれている。種によっては懸賞金が付けられる程度の脅威。

外来生物：海外由来の外来種。

未判定外来生物：入港の際、直ちに特定外来生物との判別が困難なものに対する一時的呼称。

補足

度々無知な差別主義者が外国人を外来種呼ばわりしたり、外来種の話で在日外国人を比喩する者たちが居るが、上記の通り『**外来種とは、人間によって生息域・移動能力圏外から持ち込まれた生物の総称**』であるため、完全な誤用または悪用である。そもそも人間社会の運用において、ヒトとヒト以外の生物は法的扱いが異なる。例えば、ヒトをペットのように軟禁したり扱うことは犯罪であるし、逆に、**ペットを柵等の管理危惧を設置せずに野外放置することは動物愛護管理法違反の虐待であり犯罪である。**



上記文章の改変を行わない限りにおいて、
この画像の無断使用及び自作発言を許可します。

@dirittok 2021/08/02

